①　建設業法第７条第２号または第15条第２号に掲げる者であること。
②　平成10年度以降に、元請けの技術者として、上記に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
但し、一人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。
また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。
なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。
⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
３　総合評価に関する事項等
⑴　総合評価及び落札者決定方法　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札を行い、㋐の要件に該当する者のうち、㋑によって得られる標準点、施工体制評価点（０～30点）及び加算点（０～60点）の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は㋒による。）を落札者とする。
㋐　評価対象要件
①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
②　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
㋑　評価方法
Ⅰ　標準点
当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。
Ⅱ　施工体制評価点及び加算点
Ⅲの評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える。
Ⅲ　評価項目及び得点配分
評価項目（①～⑦）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑦における評価点の合計点を加算点とする。
１）施工体制（施工体制評価点）
①　品質確保の実効性：15点（３段階評価）
②　施工体制確保の確実性：15点（３段階評価）
２）技術提案（加算点）
◆工事目的物の性能・機能に関する事項
③　品質の向上
③－１：12点（13段階評価）
・溶接継手部の疲労耐久性向上。（疲労強度向上値）
③－２：８点（９段階評価）
・溶接継手部の施工品質向上対策。（溶接継手部の品質）
◆社会的要請に関する事項
④　交通の確保
④－１：６点（７段階評価）
・鉄塔設備設置・撤去における全面通行止め日数短縮対策。
④－２：６点（７段階評価）
・上部工架設時における片側交互通行日数短縮対策。
④－３：５点（６段階評価）
・全面通行止め及び片側交互通行時の一般交通への影響を低減させる対策。
◆総合的なコストに関する事項及び施工計画
⑤　出来形の向上：８点（９段階評価）
・橋梁架設の出来形の向上対策（そり）
⑥　施工上配慮すべき事項：10点（11段階評価）
・国道及び県道へのケーブルクレーン鉄塔設備の転倒に対する安全対策。
⑦　契約後ＶＥにつながる基本的な考え方：５点（６段階評価）
契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなくコスト縮減が可能となる技術提案につながる基本的な考え方。
㋒　評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。
⑵　技術提案資料の作成　技術提案資料は入札説明書に基づき作成するものとする。
⑶　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）
⑷　その他
①　技術提案に基づく施工計画の採否については、競争参加資格の確認結果に併せて電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）にて通知する。
②　技術提案資料のヒアリングを実施する。詳細は入札説明書によるものとする。
４　入札手続等
⑴　担当部局　〒812－0013 福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号福岡第二合同庁舎　九州地方整備局総務部契約課契約第一係　電話092－471－6331㈹（内線2527）
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　電子入札システムにより交付する。交付期間は平成24年５月21日から平成24年８月10日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から18時00分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。）
但し、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の２日前までに上記⑴の担当部局に連絡すること。
⑶　申請書及び資料等の提出期間、場所及び方法
①　提出期間：平成24年５月21日から平成24年６月18日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで
②　提出場所：上記⑴に同じ。
③　提出方法
㋐　電子入札の場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が３ＭＢを超える場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること。
㋑　紙入札方式による場合　提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。
㋒　申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。但し、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。
⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
①　提出期間：平成24年７月12日から平成24年８月10日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。）。
②　提出場所：上記⑴に同じ。
③　提出方法：提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。
⑸　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官（以下、「当職」という。）の承諾を得た場合は、紙により九州地方整備局契約課に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送（ファクシミリ）による提出は認めない。